

令和3年度ウェディング誘致助成事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奄美満喫ツアー実行委員会（以下、「委員会」という。）が、奄美大島で行われるウェディングを誘致するための助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、奄美大島の環境や文化などの地域資源を活かしたウェディングへ助成することにより、奄美大島への誘客を促進し、新たな奄美大島の魅力・観光需要を発掘することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 「ウェディング」とは、挙式、金婚式や銀婚式などの結婚記念、フォトウェディングのことを指すものとする。

(助成要件)

第4条 以下の要件の全てに該当すること。

- (1) ウェディングを行う者が奄美群島外在住者であること。
- (2) 奄美大島内で地域資源を活かしたウェディングを行うこと。
- (3) 「ウェディング参加者」の延べ人泊数が合計4人泊以上あること（鹿児島県に旅館業の登録をしている奄美大島内の民間宿泊施設に宿泊すること）。
- (4) ウェディングの写真データを委員会へ提供し、奄美大島の観光WEBサイト「のんびり奄美」での掲載・公開を承諾すること。

※写真の提供方法

メールで [photo01@amami-tourism.org](mailto:photo01@amami-tourism.org) に送付する。

- (5) 奄美満喫ツアー実行委員会の実施する他助成事業と重複して申請していないこと。
- (6) 他団体が実施する奄美における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成事業を受けていないこと。ただし、GoToトラベル事業との併用は可能とする。

※地域資源を活かしたウェディングの活用例

- ・奄美大島の独特な自然景観を活かしたロケーション
- ・伝統工芸を使った衣装やアイテム
- ・地域の風習や文化・伝統を活かした演出
- ・地域の特産品を使った郷土料理

(募集期間、助成対象期間および終了報告期限)

第5条 次表のとおりとする。ただし、助成対象期間をまたぐ旅行商品については、旅行開始日を基準とする。

募集期間	助成対象期間	終了報告期限
令和3年4月7日～ 令和4年2月28日	令和3年4月1日～ 令和4年3月10日	令和4年3月17日

(助成額及び助成限度額)

第6条 助成額はウェディング参加者の延べ人泊数に応じて次表により算定する。ただし、5万円を助成限度額とする。

延べ人泊数	助成額
4人泊	3万円
5人泊以上	3万円 + (延べ人泊数 - 4) × 1,000円

## 【事務取扱手順】

### 1 申請

申請者は助成申請書(様式1)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。また、申請者はウェディングを行う本人とする。

#### 提出書類

- (1) 助成申請書(様式1)
- (2) 同意書(様式2)
- (3) ウェディングの内容がわかる資料(任意様式)  
ウェディングの目的、内容、スケジュール等を記載すること。
- (4) 延べ宿泊者数予定調書(様式3)

### 2 助成決定

委員会は、申請内容を審査し、助成可否の決定を行い、その結果を申請者に通知する。

### 3 終了報告

申請者は、ウェディングの終了後、すみやかに終了報告書(様式4)及びその他必要書類を委員会へ提出するものとする。

#### 提出書類

- (1) 終了報告書(様式4) ※ウェディングの写真データを委員会に送付
- (2) 延べ宿泊者数証明書(様式5)

(3) 請求書(様式6)

#### 4 助成金の確定及び支払い

委員会は申請者からの終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知及び助成金の支払いを行う。

#### 5 その他助成の条件及び特記事項

- (1) 助成金の支払いは、事務取扱手順の「3 終了報告」の内容審査後の精算払いとする。
- (2) 申請者は、申請時点における事業計画の内容等を変更する場合には、すみやかに委員会へ連絡・協議すること。
- (3) (2)の変更連絡を故意に怠った場合、助成決定通知書に記載された助成要件(終了報告書の提出期限を含む)を履行できない場合、又は虚偽の報告を行った場合には、助成金の減額、助成決定の取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。また、委員会が行う他の事業に関して、今後の助成を見合わせることもある。
- (4) 申請者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、委員会が指定する期日までに、当該助成金を委員会に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた申請者が負担することとする。
- (5) 委員会は必要に応じて、申請者に対して報告(宿泊者の名簿提出等)を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、申請者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。
- (6) 当事業の実施にあたり、申請者と第三者との間に発生した問題について、委員会は一切関与しない。
- (7) 委員会は、旅行者及び島民の安全を確保するため、島内における新型コロナウイルス感染者の発生や国又は都道府県独自の緊急事態宣言が適用されるなどの事態が生じた場合、当事業の実施を一時的に停止することがある。
- (8) この要綱に定めのない事項については、委員会が別に定めるものとする。

※当事業は、奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町の負担金により実施しており、各市町村への宿泊に応じて、予算の範囲内において助成する。

したがって、各市町村の予算が限度額に達する場合には、募集期間であっても申請受付を終了することがある。また、助成決定後においても助成金が満額支給されないことがある。